**（５）超過課税の状況①〔法人事業税〕**

**１　趣旨**都市基盤整備の推進や防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため。

**２　税率**下記表のとおり課税。（地方税法第72条の24の７第1項から第3項及び第7項、附則第9条の2、府税条例第41条、附則第6条の2、附則第21条）

昭和50年11月15日から平成2年10月31日までの間に終了する事業年度分については標準税率の10％増により課税。平成2年11月1日から令和2年10月31日までの間に終了する事業年度分については標準税率の5％増により課税。ただし、地方法人特別税創設により、平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の標準税率の5％分を同法適用後の標準税率に上乗せして課税。また、地方法人特別税廃止及び特別法人事業税創設により、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分については、特別法人事業税創設前の本則税率（地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前（地方税法本則）の標準税率）の5％相当分を特別法人事業税創設後の標準税率に上乗せして課税。

事業税の標準税率は、地方法人特別税の創設に伴い平成20年10月1日以後に開始する事業年度分から引き下げられ、平成26年10月1日以後に開始する事業年度より地方法人特別税の規模を1/3縮小し法人事業税に復元するために税率が引き上げられた。

平成27年４月１日から二段階で、資本金１億円超の普通法人について、所得割の税率が引き下げられるとともに、外形標準課税（付加価値割及び資本割）の割合が1/4から平成27年度は3/8、平成28年度以降は5/8に拡大された。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 所得区分等 | ～Ｈ20.9.30 | H20.10.1～H26.9.30 | H26.10.1～ H27.3.31 | H27.4.1～ H28.3.31 | H8.4.1～ R1.9.30 | R1.10.1～ |
| 標準税率 | 超過税率 | 標準税率 | 超過税率 | 標準税率 | 超過税率 | 標準税率 | 超過税率 | 標準税率 | 超過税率 | 標準税率 | 超過税率 |
| 普通法人 | 資本金１億円超（外形対象法人） | 所得割 | 年400万円以下 | 3.8 | 3.99 | 1.5 | 1.69 | 2.2 | 2.39 | 1.6 | 1.755 | 0.3 | 0.395 | 0.4 | 0.495 |
| 年400万円超800万円以下 | 5.5 | 5.775 | 2.2 | 2.475 | 3.2 | 3.475 | 2.3 | 2.53 | 0.5 | 0.635 | 0.7 | 0.835 |
| 年800万円超 | 7.2 | 7.56 | 2.9 | 3.26 | 4.3 | 4.66 | 3.1 | 3.4 | 0.7 | 0.88 | 1.0 | 1.18 |
| 　付加価値割 | 0.48 | 0.504 | 0.48 | 0.504 | 0.48 | 0.504 | 0.72 | 0.756 | 1.2 | 1.26 | 1.2 | 1.26 |
| 　資本割 | 0.2 | 0.21 | 0.2 | 0.21 | 0.2 | 0.21 | 0.3 | 0.315 | 0.5 | 0.525 | 0.5 | 0.525 |
| 上記以外 | 所得割 | 年400万円以下 | 5.0 | 5.25 | 2.7 | 2.95 | 3.4 | 3.65 | 3.4 | 3.65 | 3.4 | 3.65 | 3.5 | 3.75 |
| 年400万円超800万円以下 | 7.3 | 7.665 | 4.0 | 4.365 | 5.1 | 5.465 | 5.1 | 5.465 | 5.1 | 5.465 | 5.3 | 5.665 |
| 年800万円超 | 9.6 | 10.08 | 5.3 | 5.78 | 6.7 | 7.18 | 6.7 | 7.18 | 6.7 | 7.18 | 7.0 | 7.48 |
| 特別法人 | 所得割 | 年400万円以下 | 5.0 | 5.25 | 2.7 | 2.95 | 3.4 | 3.65 | 3.4 | 3.65 | 3.4 | 3.65 | 3.5 | 3.75 |
| 年400万円超 | 6.6 | 6.93 | 3.6 | 3.93 | 4.6 | 4.93 | 4.6 | 4.93 | 4.6 | 4.93 | 4.9 | 5.23 |
| 収入金額課税法人 | 1.3 | 1.365 | 0.7 | 0.765 | 0.9 | 0.965 | 0.9 | 0.965 | 0.9 | 0.965 | 1.0 | 1.065 |

令和元年10月１日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税を廃止し全額事業税に復元されるが、特別法人事業税創設に伴い、再び引き下げられる。

(%)

**３　超過課税の対象とならない法人**

中小法人については、その体質強化の助成という視点及び負担能力等を考慮して、超過課税を実施しなかった場合の税負担にとどまるようにしている。（地方税法第6条第2項、府税条例附則第22条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | S50.11.15～H2.10.31 | H2.11.1～H8.10.31 | H8.11.1～R2.10.31 |
| 収入金額課税法人 | 資本金1億円以下かつ年収入金額1億6千万円以下法人 | 資本金1億円以下かつ年収入金額3億2千万円以下法人 | 資本金1億円以下かつ年収入金額4億円以下法人 |
| 上記以外の法人 | 資本金1億円以下かつ年所得2千万円以下法人 | 資本金1億円以下かつ年所得4千万円以下法人 | 資本金1億円以下かつ年所得5千万円以下法人 |

**４　適用期間等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提案議会等 | 適用期間 | 公布日 | 備考 |
| 昭50年 9月 | 昭和50年11月15日から昭和53年11月14日まで | 昭50.11.14 |  |
| 昭53年 2月 | 昭和50年11月15日から昭和56年11月14日まで | 昭53. 4. 5 | ３年延長 |
| 昭56年 2月 | 昭和50年11月15日から昭和59年11月14日まで | 昭56. 3.27 | ３年延長 |
| 昭59年 2月 | 昭和50年11月15日から昭和62年11月14日まで | 昭59. 3.28 | ３年延長 |
| 昭62年 2月 | 昭和50年11月15日から平成 2年11月14日まで | 昭62. 3.20 | ３年延長 |
| 平2年 2月 | 平成 2年11月 1日から平成 5年10月31日まで | 平2. 3.26 | 税率の引下げ等 |
| 平5年 2月 | 平成 5年11月 1日から平成 8年10月31日まで | 平5. 3.24 | ３年延長 |
| 平8年 2月 | 平成 8年11月 1日から平成11年10月31日まで | 平8. 3.31 | 対象法人の見直し |
| 平11年 2月 | 平成11年11月 1日から平成14年10月31日まで | 平11. 3.19 | ３年延長 |
| 平14年 2月 | 平成14年11月 1日から平成17年10月31日まで | 平14. 3.29 | ３年延長 |
| 平15年 9月 | 平15.10.28 | 外形部分も含め超過対象 |
| 平17年2月 | 平成17年11月 1日から平成20年10月31日まで | 平17. 3.29 | ３年延長 |
| 平20年2月 | 平成20年11月 1日から平成23年10月31日まで | 平20. 3.28 | ３年延長 |
| 平20年5月 | 平20. 6. 6 | 地方法人特別税創設に伴う見直し |
| 平23年2月 | 平成23年11月 1日から平成26年10月31日まで | 平23. 3.28 | ３年延長 |
| 平26年2月 | 平成26年11月1日から平成29年10月31日まで | 平26. 3.31 | ３年延長 |
| 地方法人特別税縮小に伴う改正 |
| 平27年2月 | 平27. 3.31 | 外形標準課税法人に係る税率の改正に伴う改正 |
| 平28年2月 | 平28．3.31 |
| 平29年2月 | 平成29年11月１日から令和２年10月31日まで | 平29.3．31 | ３年延長 |
| 平31年2月 | 平31.3.29 | 地方法人特別税廃止及び特別法人事業税創設に伴う見直し |

**５　他府県の状況（平成31年４月１日現在）**

東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び宮城県の8都府県において実施。

・地方法人特別税導入前の標準税率の5％増

：東京都、神奈川県（※）、静岡県、京都府、大阪府、

兵庫県、宮城県

・愛知県は独自設定

※　法人事業税と地方法人特別税を合わせた実質的な税負担が標準税率の５％増しとなるように税率設定

**６　超過課税による増収額**

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 増収額 |
| H18 | 約198億円 |
| H19 |  約205億円 |
| H20 | 約192億円 |
| H21 | 約132億円 |
| H22 | 約140億円 |
| H23 | 約145億円 |
| H24 | 約153億円 |
| H25 | 約176億円 |
| H26 | 約192億円 |
| H27 | 約207億円 |
| H28 | 約213億円 |
| H29 | 約235億円 |
| H30（決算見込） | 約240億円 |